

県土第03-102号
令和 7年 8月 25日

発注機関の長 様

県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の取扱い
について（通知）

令和6年6月に改正建設業法が公布、同年12月13日に同法第20条の2関係が施行され、併せて関連省令も施行されました。新設された同法第20条の2第2項には、主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰、特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰が発生するおそれがあると認めるときは、落札者は、請負契約を締結するまでに、発注者に対してその旨を通知しなければならないとされています（おそれ情報の通知といいます。）。この改正に伴い、おそれ情報の通知に関する取扱いを定めましたので通知します。

記

1 対象工事

全ての建設工事（維持業務を含む）とします。

2 対象となる事象

- (1) 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- (2) 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

3 入札公告等への記載

競争入札案件においては(1)を入札公告又は入札条件に、随意契約においては(2)を見積依頼文書等に記載するものとします。

なお、入札公告又は入札条件の改正については、別途通知するものとします。

(1) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、本公告に関する問い合わせ先に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとします。

(2) 契約の相手方は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約の相手方の決定から請負契約を締結するまでに、本案件に関する問い合わせ先

に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとします。

4 通知方法

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、参考様式による通知書を書面又はメール等の電磁的方法により発注者に提出し、契約担当者等がそれを受領することとします。

なお、参考様式はP P Iを使用する案件にあつてはファイルを添付し、P P Iを使用しない案件にあつては通知に添付して、受注者に提出を促すものとします。

5 発注者の対応

通知書に関する事象が契約締結後に顕在化した場合は、契約書の条項（スライド条項等）に基づき協議に応じることとします。

6 留意事項

- (1) 通知書は、対象となる事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。
- (2) 「おそれ情報」を通知するか否かや通知する情報の範囲は、工事の内容などに応じて落札者自ら判断します。
- (3) 「おそれ情報」は、落札者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いることとします（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意します。）。
- (4) 通知書を提出していない場合であっても、契約書の規定に基づき、請負契約の変更について受注者から発注者に対して協議を申し出ることができます。

7 適用時期

令和7年10月1日以降に、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知、随意契約については見積依頼を行う案件から適用するものとします。

事務担当：建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723